

## 新型コロナウイルスに伴う事業リスクに対する保険の適用

新型コロナウイルスの流行がビジネスに甚大な影響を与え始めています。操業・サプライチェーン・負債の状況や人事等に関するリスクを評価し、損失の危険について保険の適用が可能かどうかを確認することは、損害を最小限とするために非常に重要なことです。

デイビッド・F・クライン

- 新型コロナウイルスは、事業中断や物資の供給の混乱等を含め、産業に大きな影響を及ぼしています。特に医療やホスピタリティ、運輸、小売業界等においては、賠償責任リスクも生じています。各企業においては、リスクを適切に評価し、既存の保険が当該リスクをカバーしているかどうか特定することをお勧めします。
- 事業中断、サプライチェーンの喪失、興行中止、賠償責任負担や労働者災害補償等に備え様々な保険商品が存在します。偶発的な事業中断を含む、事業中断及びサプライチェーンに対する補償には、通常、損失を引き起こした物的損害 (property damage) を証明する必要があります。
- 保険市場では、除外条項やサブリミットにより、新型コロナウイルスを含む伝染病の流行に対する保険適用を制限していることに留意してください。適用のある保険に加入していると思われる場合には、ブローカーや弁護士に相談して、損失の危険に対しどのような保険があるのか理解することが重要です。

※本稿は、2020年3月17日に出稿された、[Insuring Against the Business Risks of Coronavirus](#) (英文)を、元にしたものです。事実関係についてはその当時に発生した事実に基づくものである点ご注意ください。また、上記英文のニュースレターも新型コロナウイルスに関する状況の進展に伴って、2020年2月11日に出稿されたニュースレターを更新したものです。

新型コロナウイルスのパンデミックにより世界経済は大きな打撃を受け、広範囲にわたる事業の閉鎖やイベントの中止、リモートワーク、注文のキャンセルや配送の遅延、全体的なサプライチェーンの混乱等の影響が生じています。影響はほぼ全ての業界で出ていると報じられています。旅行、運輸、ホスピタリティ、教育、医療、エンターテインメント、イベントプランニングといった業界は特に大きな打撃を受けていますが、製造業やサービス活動も混乱しています。近年、保険業界は、新しい除外条項を導入したり、既存の除外条項を拡張したり、厳格なサブリミットを適用するなどして、感染症のパンデミックに対する保険適用を縮小していますが、保険の適用可能性はまだ残っています。

す。自社のビジネスの脆弱性と、現在加入している保険が現在又は将来の損失に適用可能かどうかについて、今すぐ評価を行うことが重要です。

### 事業中断保険

多くの企業は、損害保険の一部として、または単独の保険として、事業中断(Business Interruption ; BI) 保険に加入しています。事業中断保険の適用により、物的損害(property damage)による操業停止期間に生じた損失が補償されます。ほとんどのケースにおいて、感染性の病気は、特に人から人へと感染する場合、物的損害とは見なされません。しかし、有形資産の実際の汚染については、(汚染のおそれとは異なり) 保険契約上の物的損害と見なされる場合があります。同様に、HVAC(暖房換気空調)システムの汚染も、物的損害と見なされる場合があります。実際の資産の汚染により、事業施設や事業資産の閉鎖を余儀なくされ、損失が生じた場合には、事業中断保険が適用される可能性があります。しかし、以下のとおり重要な例外があります。

- 近年、特に SARS の流行の余波で、多くの保険会社は、細菌性またはウイルス性感染症に関する除外条項を追加しました。細菌性感染症単独の除外条項と、細菌性及びウイルス性両方を含む除外条項があります。ウイルスと細菌は異なるものですので、約款において細菌のみが除外されている場合、新型コロナウイルスによる損害に保険を適用できる可能性があります。
- また、保険会社は、一般的な汚染危険除外条項の適用を主張することも考えられます。ウイルスや細菌が汚染物質かどうかというのは難しい論点であり、判断に当たって適用される決まったルールはありません。特定の約款の文言により、定義がなされる場合があります。

### 第三者の事業中断に対する賠償責任保険

一部の保険契約者は、他者の資産を感染のリスクにさらしたこと(例えば、配送担当者に対する検査ミス、感染した物資の配送等)により当該他者における施設の閉鎖や操業停止が生じ、事業中断が発生したと主張する第三者からの請求に直面することが考えられます。感染が立証された場合で、かつ、除外条項が適用されないと仮定すると、物的損害に対する賠償責任について補償が適用されるべきです。予防的な理由で施設が閉鎖された場合は、保険の適用は困難になる可能性があります。約款の文言次第であり、不可能ではないと考えられます。今日の企業総合賠償責任保険のほとんどの約款は、有形財産に対する実際の損害だけでなく、「有形財産の使用不能」も対象としています。最近、少なくとも一つの裁判例において、そのような「使用不能」に伴う補償は、事業施設自体が物的損害を被っていない場合であっても、当該施設の使用を妨げる州の規制がある場合はそれに及ぶと判断されました。そうした請求に直面した場合には、約款を確認してください<sup>1</sup>。

### サプライチェーンリスクに対する保険

一部の企業は、サプライチェーンの混乱により生じる損失に備えるため、サプライチェーンリスクに対する保険や偶発的事業中断(Contingent Business Interruption ; CBI) 保険に加入しています。原材料、部品または消耗品の配送の中断を補償する約款があり、医療提供者、ホスピタリティ業者

<sup>1</sup> 本段落は、当事務所のブログ「[POLICYHOLDER PULSE](#)」より抜粋しています。

や製造業者等の脆弱な業界をカバーするための特別な保険が引き受けられています。偶発的事業中断保険は、特定の又は不特定のサプライヤーの施設に生じた物理的損害に起因する操業停止又は操業の縮小により生じた損失(通常、増加コストも含む)をカバーしています。サプライチェーンリスクに対する保険や偶発的事業中断保険の一部には、公益サービスの喪失のような、付保事業に対するサービスの喪失をカバーしているものもあります。自社製品の市場が消失した場合に限定的な保証を提供するものもあります。

- 偶発的事業中断保険は通常、約款に記載されている特定のサプライヤーからの供給が混乱したことにより生じた損失のみをカバーする点に留意してください。
- さらに、偶発的事業中断保険の適用に当たっては、通常、被保険者自身が約款でカバーされている種類の物的損害を、サプライヤーが被っている必要があります。上述のように、保険を適用するためには、実際に感染したという事象の発生が必要となります。
- 偶発的事業中断保険には、上述の細菌性及びウイルス性感染症に関する除外条項が追加されている可能性があります。

### 興行中止保険

一部の被保険者は、イベントの中止に適用される特別な保証を有している場合があります。この種の保険は、スポーツ、エンターテインメントやイベントプランニング業界(コンベンションの企画を含む)に見られ、感染症に伴うイベントの中止についても明示的に引き受けられている場合があります。それにもかかわらず、一部の保険会社では、この補償範囲から新型コロナウイルスを除外するための特約条項を入れ始めています。2019年末までに引き受けられた約款には、こうした除外が含まれていることはほとんどありません。感染症に伴うイベントの中止に対する明示的な補償が含まれた保険に加入している場合、同意なしに新型コロナウイルスについての特約条項が追加されていないかどうかを確認してください。

### 賠償責任保険

多くの保険契約者は、自社の施設内において感染症予防に失敗した場合、損害賠償のリスクに直面します。医療提供者、運輸業、ホスピタリティ業や小売店等は、特にこうしたリスクに脆弱だといえます。一般的な損害賠償に関する約款は人身損害及び物的損害をカバーしており、企業総合賠償責任保険は、通常、そうした請求に対して適用されます。米国の判例法では、保険会社は、そうした損害賠償請求がカバーされるか明らかでない場合であってもカバーされる可能性があれば、当該義務を果たす必要があります。第三者からの請求に直面した場合には、当該補償内容をチェックし、保険会社に請求していく必要があります。

企業はまた、人身損害や物的損害を伴わない損失についての請求に直面することもあります。専門事業者は、職業賠償責任保険でカバーされる注意義務に違反したとの請求に直面する可能性があり、企業や経営陣は、パンデミックへの対応の管理ミスに起因する金銭的損失についての請求を受ける可能性があります。そうした請求は、会社役員賠償責任保険の適用範囲内である場合があります。こうしたリスクに留意し、関連する保険の適用範囲を理解しておくことが有益です。

### 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、職場で負傷し、または病気にかかった従業員に対する補償をカバーしています。当該保険は、補償範囲を「雇用により生じた、または雇用中に生じた」損害であると規定し

ており、これは、補償の請求に当たっては、業務に関連した損失を理由として申し立てなければならないことを意味しています。「業務関連性」に基づく補償範囲は、損失が発生した時間及び場所、損失が発生した時に請求者が従事していた特定の作業や損失の性質に基づいて判断されま  
す。従って、勤務中に患者と接触したことにより感染症に罹患した医療従事者は補償範囲に含まれるとの主張は認められるべきだと考えられます。労働者災害補償に係る請求で従業員を支援する際には、感染源との接触の時間・場所及び状況を迅速かつ注意深く記録することが肝要です。

一部の企業においては、雇用に関連した請求であるものの、労働者災害補償保険の補償範囲外である損害に直面する場合があります。例えば、職場から自宅に感染症が広がった場合の家族からの請求や、企業の敷地内で感染した請負業者からの請求等です。これらの損害は労働者災害補償保険の補償範囲外であっても、雇用者責任保険 (Employers Liability Insurance) により補償される場合があります。

当事務所の経験豊富な危機管理専門家は、緊急かつ迅速に進展する状況において、新型コロナウイルスの世界的な脅威を厳密に監視し、サプライチェーンマネジメント、保険法、サイバーセキュリティ、雇用法、会社法及びその他の分野においてクライアントの皆さまに重要なガイダンスを提供しております。詳しくは、当事務所の [COVID-19 resources page](#) をご覧ください。

---

### 本稿の内容に関する連絡先

**木本泰介** (日本語版監修)  
725 South Figueroa Street, Suite 2800  
Los Angeles, CA 90017-5406  
+1.213.488.7113  
[taisuke.kimoto@pillsburylaw.com](mailto:taisuke.kimoto@pillsburylaw.com)

**David F. Klein**  
1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
+1.202.663.9207  
[david.klein@pillsburylaw.com](mailto:david.klein@pillsburylaw.com)

**合嶋比奈子** (日本語版監修)  
31 West 52nd Street  
New York, NY 10019  
+1.212.858.1252  
[hinako.gojima@pillsburylaw.com](mailto:hinako.gojima@pillsburylaw.com)

**前田惇** (日本語作成版協力)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**  
[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.